

「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月26日（水）10時30分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

冒頭、本部長であります知事からご発言をいただきます。

【知事】

おはようございます。今日は午後から都議会代表質問、一般質問と、この3日間集中しており、皆さんも準備に忙しいところかと思います。そんな中で新型コロナウイルス感染症は日々状況が変わっているという中において、第9回の対策本部会議では、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組など、都としての基本的な方針を示したところでございます。

一方で週が変わって、状況がさらに進んでいるということを踏まえまして、今日はこの第10回の会議を開いたところでございます。

都を含めまして全国的に感染経路が明らかではない患者が多く発生しているという状況、そしてこの1、2週間が感染の急速な拡大が収束できるかどうかの瀬戸際という切迫している状況を踏まえ、先の基本的な方針をより具体化するとともに、短期間に集中的に取り組む対策を本日、取りまとめてまいります。

具体的には、「医療体制の充実」、「感染拡大の防止」、「広報の強化徹底」、この3つの視点を都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、そして民間にお願いする事項として整理を行ったものであります。

前回の会議が2月21日でありましたが、その際に3週間を集中の期間といたしました。よって、3月15日までの3週間程度の期間を集中対策期間と位置づけ、関係各局で連携を図りながら、更なる感染拡大防止に向けて取り組むこととしたので、よろしくお願ひしたいと存じます。

見えない敵に向かって、東京都は都民の健康を守る、このことを第一に、また、経済の健康も守るという両方から集中して、また今が平時ではなく有事であるという認識をもって、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは各局の取組につきまして、説明をいたします。

まず、「医療体制の充実」につきまして福祉保健局長からお願ひいたします。

【福祉保健局】

まず、当局の相談・検査体制の強化についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談及び帰国者・接触者電話相談センターそれぞれのセンター機能、電話相談機能を拡充いたします。規模及び対応の幅を持たせるということで、記載のとおり拡充させていただきます。それから検査体制の強化の部分でございますが、民間検査機関の活用を2月28日から導入させていただきます。これによりまして、1日当たり最大100件の処理対応件数が増加するというところでございます。

あわせて、東京都健康安全研究センターにおける体制拡充、これは補正予算対応予定でございますが、1日当たりの最大検査可能件数が120件から240件へ倍増すると考えております。トータルすると340件程度の1日当たり処理件数となります。

2つ目の医療提供体制の充実でございますが、都立・公社病院の更なる受け入れ拡大、規模といたしましては、50床から100床程度の拡充を図っていきたいと考えております。それから、感染症指定医療機関の役割を重症患者への対応へシフトしていきたいと考えております。これ

は今後の感染症拡大に備えるという意味で、民間の機関等の活用も含めて、対応を考えているところでございます。これにつきましては、医師会はじめ、医療機関等と十分な調整をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。続いて、感染症拡大の防止、イベントの延期・中止についてですが、これに関しましては、「都主催のイベントの取扱いについて」の対応方針に基づきまして、延期・中止をするものでございます。

同じく感染拡大の防止として、都立施設の対応等について総務局長からお願いします。

【総務局】

都民利用施設等の対応につきましてですが、「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえまして、施設の休止等について、判断していただきたいと思っております。具体例といたしまして、職員食堂につきましては、混雑緩和を図るため、一般利用者の方に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけていただきたいと思っております。また、職員につきましては、昼休みの分散化をさらに拡大いたしまして、混雑時間帯の利用を回避してまいります。

次に、時差ビズの推進及びテレワークの強力な推進についてです。テレワークにつきまして、これは民間に対する呼びかけと都の取扱い等が両方入っておりますが、都の取扱いについてお話いたしますと、本庁職員全員で現在1万人におりますけれども、これを対象としてオフピーク通勤を実施するとともに、出先事業所では、時差出勤を前倒して実施することといたしました。

さらに、前回は本庁職員全員を対象として、週2回のテレワークと申し上げておりましたが、これをさらに増強しまして、週4回行う。それから、出先事業所の一部に端末を先行的に配備することによって実施していきたいと考えております。

また、職員の健康管理の徹底のために、職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼等で確認することといたします。

また、発熱等の風邪症状がある場合につきましては、一定の要件のもと、年休の取得以外にも、本人の申し出によりテレワークあるいは自宅勤務により出勤を回避することを認めます。

最後に都主催の会議や出張への対応については、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期するなどの取組を行いたいと思います。

また、都と打合せを行う事業者等に対しても、なるべくメール、電話等により対応することとし、都庁への来庁を避けていただくよう協力を依頼したいと考えております。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。続いて民間の取組の推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局】

民間におけるスムーズビズの加速化について、ご報告いたします。民間企業での時差ビズやテレワークの取組を強力に推進するため、都市整備局と一体となりまして、すみやかに経済団体や企業へ直接出向いて、調整を行うこととしております。具体的には、可能なかぎり多くの社員が時差出勤やテレワークの取組を行うとともに、特に大企業には、グループ企業や取引先企業にも積極的に働きかけ、中小企業での取り組みが進むように要請をしております。

あわせて従業員の方々の手洗い・咳エチケットの励行、体調不良者が休暇を取りやすい環境の整備も要請し、感染拡大の防止を促しております。

また、この機会にテレワークの一層の推進を図るよう、その導入や拡大を図る中小企業に対しては、専門家の派遣や導入経費の助成により、サポートしてまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。次に、学校等における対策の強化についてです。教育庁からご説明をお願いいたします。

【教育庁】

教育庁から都立学校における感染防止対策の強化を図る部分を中心に申し上げます。3点ございます。

1点目として「感染症予防策のさらなる徹底」でございます。これは、幼児・児童・生徒、あるいは教職員、外部人材も含めて必ず毎日検温をするということを徹底してまいります。

次に、春季休業期間においても家庭との連携によりまして、健康観察を継続・実施してまいります。

2点目は、「感染者が発生した場合の対応」でございます。幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校につきましては、学校の所在自治体の保健衛生部局からの助言・協議等によりまして、14日間を目安に臨時休業を実施いたします。

また、幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者となった場合につきましては、直ちに学校へ連絡していただくようプライバシーに配慮しながら保護者へ依頼することによって、対応を図っていきたいと思っております。

3点目は、「教育活動の当面の対応」についてでございます。卒業式につきましては、参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施してまいります。

また、感染予防の観点から、始業時間の繰り下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた登下校による時差通学を実施いたします。

さらに、学年末考査、これは今週来週に集中しておりますが、こちらを終了した学校から、順次、自宅学習を実施し、春季休業期間、いわゆる春休みを前倒しといたします。

以上3点の都立学校の取組につきましては、区市町村教育委員会と情報を共有するとともに、

連絡体制の強化を図って、都内全体の公立学校の取組を支援してまいります。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

ただいま説明のありました都立学校等における取組に合わせまして、私立学校、首都大学東京、社会福祉施設等においてもそれぞれ対応している状況であります。

次に、集中的取組の3つ目の柱であります広報の強化徹底につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局】

それでは、広報の強化徹底について報告いたします。東京都新型コロナウイルス集中対応策として、広報に関する新たな体制の整備についてであります。都はこれまでも関係各局が連携いたしまして、迅速かつ正確な情報発信を行っています。ここにきて、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生するなど、ここ1～2週間が瀬戸際であります。感染の流行を早期に終息させるためには、新型コロナウイルス感染症対策に関する正しい情報や現状を都民に分かりやすく伝えることがより一層重要になっています。このため、政策企画局報道担当理事をトップとする特別広報チームを新たに設置し、広報の強化徹底を図ることといたしました。

次に、広報展開については、即時性のあるデータ発信が可能で、海外向けの情報発信を想定した新たな専用ホームページの作成に着手いたしますが、立ち上がるまでの間は、現行の特設サイトをより分かりやすい内容に拡充することといたしまして、動画やインフォグラフィックを活用した分かりやすいコンテンツを作成し、内容を充実してまいります。

さらに、都民のみなさまの不安解消に向け、バナー広告やSNSを活用したプッシュ型の情報発信により、積極的な広報に努めてまいります。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。

ただいま説明のありました施策のほか、患者の皆様などに対する人権の配慮に関する呼びかけや、新型コロナウイルス感染症にかかる労働相談といった施策についても合わせて実施しております。

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意事項については、後ほどご参照ください。

続いて、新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応という最新の状況でございます。現在の状況につきましては、2月25日9時の時点で、患者数が79,353名、死亡者数につきましては2,694名というところです。都の発生状況につきましては、25日時点で32名となっております。

新型コロナウイルス検査実施状況等について、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

検査の実施状況、都内の部分でございます。合計で検査数532件、陽性者数32件でございます。それ以外に国の要請に基づくチャーター便、クルーズ船の方々への支援等々で、都として健康安全研究センターで1,173件の検査を実施しているところでございます。今後、民間検査機関を活用するというので、あわせて検査体制の強化をさらに図ってまいりたいと考えております。

電話相談センターの受付状況及び一般の電話相談件数の推移については資料をご覧ください。

次に「都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」というチャート図についてです。国のほうで示された感染を疑う方の基準や、一定期間、例えば一般の方は4日間療養していただく、高齢の方だと2日間療養していただく目安等が示されているわけですが、それを図解したものでございます。それぞれの基準にあてはまらない場合でも、微熱がある、の

どが痛い等のご不安に対して都としてどのように対応していくかをチャート図で示させていただきました。

基本的にはそれぞれ先ほど申し上げた電話相談センター及びコールセンターが起点になります。とりわけ、一般的なご疑問等の相談については、専用のコールセンターの「(仮称) 新型コロナ一般相談」にお電話いただければここでご相談に乗り、その後専門相談等については、電話相談センターに繋いだりといったルートでご不安に対してお応えしていくということを都民の皆さまへ発信していきたいと考えております。

次に、国に対する緊急要望でございます。先ほど知事のほうからも、この1～2週間が感染の急速な拡大を収束できるかどうかの正念場だというご発言をいただきました。これを受けまして、都としても国に対して以下に掲げる5点について緊急要望させていただきます。

1点目につきましては、更なる感染拡大の防止及び経済活動への影響の抑制を図るため、経済団体等と連携し、ナンバープレートを活用した交通マネジメント政策のような、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じること。

2点目といたしましては、今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等を活用し、検査体制の抜本的な強化を図ること。

3点目は一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムの提示をしていただきたいということ。

また、相談窓口を各自治体が持っておりますが、そこへの適切な支援、さらには正確な情報を国民、企業、地域等へ伝えていただきたいということで、改めてこれを国にお願いしたいと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございました。続きまして、施工中の工事等における対応について、財務局長からお願いいたします。

【財務局】

昨夜、国土交通省より、公共工事の発注者に対する対応ということで通知がありましたのでご案内いたします。

具体的には4点ありまして、1点目は、建設現場等におきまして、アルコール消毒液の設置など、感染予防の徹底を図ること。

2点目は、感染者があることが判明した場合には、速やかに発注者に報告するなど、必要な連絡体制の構築を図ること。

3点目は、現場作業に影響が出る場合には、必要に応じて工期の見直し等の適切な対応を講じること。

現場での施工を継続することが困難な場合には、的確に工事の一時中止を指示すること。以上の4点でございます。

これらの内容につきましては、この後財務局から工事現場を監督する部署、契約担当する部署等の各局の関連部署に周知を図りますので、それぞれ各局におきましては、現場の事情に応じて、適切に対応していただければと考えております。

もう1点、都庁展望室につきましてご報告いたします。観光客をはじめとして多くの方が訪れる第一本庁舎45階の都庁展望室につきまして、都民の方、来庁される皆さまの健康と安全を最優先に考慮いたしまして、当面の間、休室することといたします。休室期間につきましては、明日2月27日から、集中対策期間であります3月15日までを予定しておりますが、今後の状況によりまして期間の延長を検討してまいります。来室を予定していた方につきましては、ホームページ、ツイッター等を活用しながら、速やかに、かつ継続的に情報提供を行ってまいります。この間ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしく願いたいと思います。

【危機管理監】

ありがとうございました。その他ご発言のある局はございますか。それでは福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

1点補足でございます。先ほど都内の検査実施状況について口頭でトータルの件数についてご報告させていただきましたが、後ほど資料差し替えの上、配布させていただきたいと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは最後に本部長からご発言いただきます。

【知事】

関係各局の皆さん本当にご苦労様でございます。特に現場をお持ちの皆様方には本当にご協力いただいております。今はとにかく集中的に取り組むということが重要でございます、それらの報告をいただいたところです。

都としては、感染拡大防止の観点から相談体制を拡充すること、それから SNS なども活用しながら広報の強化に徹底して取り組んでいく旨が述べられました。ぜひ実施していただきたいと思っております。それから都民の皆様にも今後、イベントの延期・中止や施設の休館、展望室を明日から閉めるという話など、いろいろとご不便をおかけする場合もございますが、今の状況を鑑みてぜひご理解をいただきたいと存じます。

また、今回、新型コロナウイルス感染症に関して、改めてフローチャートにして、どのように自分のことをどこに連絡すればいいのか、相談すればいいのか、都民の皆さまに分かりやすく説明するこのようなチャートを使っております。都民の皆さまのニーズに的確に応えていくということが不安を取り除く1つの方法でもございますので、この点よろしくお願いいたします。

それからテレワークでありますけれども、いくつかの大手企業が踏み切っておられます。ぜひともこの際テレワークをしっかりと進めていく、このことで経済団体と協力が必要になってまいりますので、そこも含めて強力に推進していきたいと考えております。またこの都庁、新宿でも約1万人を超える職員の皆さんが通勤をしているわけで、職員の皆さんには、「隗より始めよ」の精神の下で、職員の全員がテレワーク又はオフピーク通勤に率先して取り組んでいただきたいと存じます。

もとより、第一回都議会定例会が開催中ということもありますけれども、皆さんにはご苦勞をおかけいたしますけれども、ここを正念場と捉えて、もう一段高い取組を進めていただきたいと思えます

今後、1、2週間が都内の感染拡大を最小限に抑えこむという意味で、極めて重要な時期ととらえて、あらゆる手段を講じて感染患者が増加するペースを可能な限り抑制をする。そして重症患者が万が一増加した場合の適切な医療体制の確保についても、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思えます。都立学校などの例もだしております。都ができることをまず行っていく、そしてそのことを参考にしていただいて、民間の皆さま方にもご協力を徹底してお願いをしていくということでございます。

改めて申し上げます。正念場であります。力を合わせて頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局等それぞれ引き続きよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。